

# 令和8年度 带状疱疹ワクチン 予防接種料金助成のお知らせ

带状疱疹ワクチンは、昨年度から予防接種法に基づく「定期予防接種（B類疾病）」となりました。带状疱疹の予防促進のため、50歳以上の方の接種料金を助成します。

接種は任意ですが、制度を活用して積極的に予防接種を受け、带状疱疹を予防しましょう。

**助成対象** 町内在住で50歳以上（接種日時点）の方

**接種期限** 令和9年3月31日(水)

**接種場所** あびら追分クリニック ☎⑤ 2531、渡邊医院 ☎② 2250

※診療時間内に予約の電話を入れていただくと確実です。

※住所および生年月日が確認できるもの（健康保険証など）を医療機関の窓口で提示してください。

**自己負担額** 接種した医療機関で自己負担（助成適用後）が発生します。接種費用などの詳細は、医療機関にお問い合わせください。

**町外接種** 入院などの理由により町外の医療機関で接種する場合、接種時に一旦全額を支払ったあと、期限までに申請すると指定の口座へ助成金が振り込まれます。ただし、町外で接種した場合は助成限度額があるため、町内で接種するより自己負担が多くなる場合があります。

**申請方法** 下記を持参し、申請窓口へお越しください。

・領収書（接種内容が分かる診療明細書など） ・振込先口座が分かるもの

**申請期限** 令和9年3月31日(水)

**申請先** 健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

**問合せ** 健康福祉課健康推進グループ ☎⑨ 7071

## 土地・家屋価格などの縦覧

地方税法の規定に基づき、次のとおり指定された地番の土地および家屋の価格などが縦覧できます。縦覧とは、納税義務者が所有している土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格とを比較して、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できる制度です。

### 縦覧できる事項（記載事項）

- ・土地（所在、地番、地目、地積、価格）
- ・家屋（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

### 縦覧できる方

固定資産税の納税者

※土地に対する固定資産税のみを納税されている方は土地のみ、家屋に対する固定資産税のみ納税されている方は家屋についてのみ縦覧できます。

**縦覧期限** 7月31日(金)（平日8時30分～17時15分のみ縦覧できます）

**縦覧場所** 税務住民課税務グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

**問合せ** 税務住民課税務グループ ☎② 2513